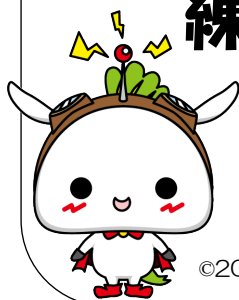


令和6年度入会

練馬区立学童クラブ

練馬区立ねりっこ学童クラブ



©2011 練馬区ねり丸

案内

必ずお読みください

目次

問い合わせ先

○練馬区子育て支援課放課後対策第一係
(ねりっこ学童クラブ)
03-5984-1519

○練馬区子育て支援課放課後対策第二係
03-5984-1078

○練馬区子育て支援課児童館係
03-5984-5827

※ 練馬区ホームページから、入会申請書等のダウンロードが可能です。

練馬区トップページ

- 各種サービス
- オンラインサービス
- 申請書ダウンロード
- 出産・子ども
- 学童クラブ
- 学童クラブ・ねりっこ学童クラブ入会申請書類

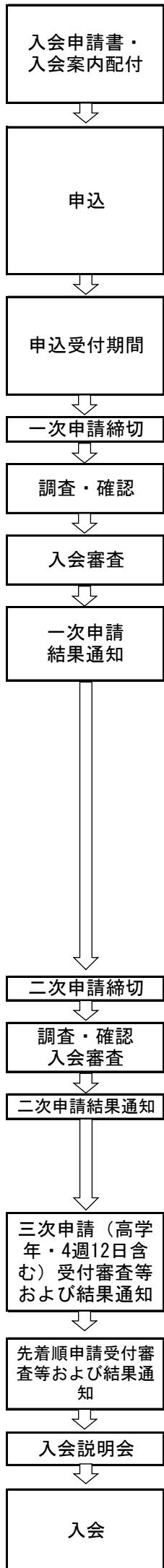
(<https://www.city.nerima.tokyo.jp/dl/shussan/gakudo/index.html>)

○ 申込から入会まで	1 ページ
○ 受付期間と場所	2 ページ
○ よくあるご質問	3 ページ
1 学童クラブとは	6 ページ
2 学童クラブの概要	6 ページ
3 学童クラブに入会できる児童	7 ページ
4 入会審査について	8 ページ
5 入会申請手続きについて	12 ページ
6 入会申請の結果について	12 ページ
7 入会承認となった場合	13 ページ
8 入会待機となった場合	14 ページ
9 ねりっこプラスについて	16 ページ
10 二次および三次申請期間中に 申請される方へ	17 ページ
11 高学年(4~6年生)の申請について	18 ページ
12 4週12日受入の申請について	19 ページ
13 心身に障害のある児童の学童クラブ 入会申請について	21 ページ
14 日常的な医療行為が必要な児童の 学童クラブ入会申請について	23 ページ
15 延長保育について	25 ページ
16 練馬区立学童クラブ一覧	26 ページ
17 練馬区立ねりっこ学童クラブ一覧	27 ページ
18 練馬区立小学校に対応する 学童クラブ一覧	28 ページ
○ 入会申請時に必要な書類について (別冊)	

※本案内の「学童クラブ」とは、練馬区立学童クラブおよび練馬区立ねりっこ学童クラブのことをさします。

○ 申込から入会まで

詳細は、以下に記載のページでご確認ください



各学童クラブや児童館、練馬区子育て支援課で配付します。
また、練馬区ホームページからもダウンロードできます。
★ 練馬区トップページ → 子育て・教育 → 子育て
→学童クラブ→令和6年度学童クラブ入会申請書類

必要書類をすべてご用意の上、お申し込みください。
就労、就学等それぞれの条件によりご用意いただく書類が異なります。
受付時に書類確認を行います。確認にお時間をいただきますので、
あらかじめご了承ください。
※ 職員が保育にあっている時間は、お待ちいただく場合があります。

- 令和6年4月1日からの入会を希望する場合
次ページで詳細をご確認ください。
- 令和6年4月2日以降の入会を希望する場合
先着順受付となります。入会希望日の14日前から受付を行います。

※ 12月4日から二次申請の受付開始となります。

受付学童クラブや子育て支援課担当者から、保護者・職場へ電話確認を行う場合があります。

各学童クラブの受入上限人数に応じて、入会基準・入会指数などをもとに審査を行います。

1月下旬に、郵送で選考結果をお知らせします。
※ 入会申請数が学童クラブの受入上限人数を超えた場合には、申請先学童クラブに入会可能となるまでお待ちいただくことがあります（入会待機）。

入会できる場合
『学童クラブ入会承認通知書』を郵送します。

入会待機となる場合
『学童クラブ入会待機通知書』を郵送します。
通知書には待機順位が記載されています。
※ 空きがある学童クラブへ変更をご希望の場合は、辞退届を提出の上、二次申請として新たな希望学童クラブへ申請し直してください。
※ ねりっこ学童クラブで入会待機の場合、「ねりっこプラス」に申請することができます。

※ 令和6年2月26日から三次申請の受付開始となります。
（高学年・4週12日入会申請受付開始）

一次申請と同様に、調査・確認・入会審査を行います。

3月上旬に、郵送で選考結果をお知らせします。

【二次・三次申請】入会できる場合・入会待機となる場合のいずれも一次申請と同様に通知書を郵送します。

3月中旬に、郵送で選考結果をお知らせします。

※ 令和6年3月4日から先着順申請の受付開始となります。

入会決定者が受入上限人数等より少ない学童クラブの場合、先着順で入会することができます。随時、審査等を行い、承認（もしくは待機）通知書を郵送します。受入上限人数等を超えた場合は入会待機となります。

学童クラブごとに行います。

令和6年4月1日からの入会となります。
令和6年4月2日以降の申請については随時受付・審査を行います。

→受付期間・時間・場所等の詳細

（○ 受付期間と場所）
2ページ

→申し込みできる条件
（3 学童クラブに入会できる児童）
7ページ

→必要書類
（5 入会申請手続きについて）
12ページ

→審査方法
（4 入会審査について）
8ページ

→入会承認となったら
（7 入会承認となった場合）
13ページ

→入会待機になったら
（8 入会待機となった場合）
14ページ

→高学年・4週12日の受付について
（11 高学年入会の申請について）
18ページ

（12 4週12日入会の申請について）
19ページ



○ 受付期間と場所

申請は1年ごとです。令和6年4月1日から令和7年3月31日まで学童クラブの利用を希望する方は、以下の日程でお申し込みください。なお、一次申請期間中は窓口が混み合います。また、保育時間中は受付に時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(1) 令和6年4月1日からの入会を希望する場合

- ◇ 一 次 申 請 受 付 …低学年（1～3年生）および心身に障害のある児童（1～6年生）と日常的な医療行為が必要な児童（1～6年生）

期間	令和5年11月6日（月）～11月25日（土）	
曜日	月～土曜日（ただし、11月23日（祝・木）を除く）	
場所	練馬区立学童クラブ 練馬区立ねりっこ学童クラブ 学童クラブ一覧で所在地をご確認ください（P26～27） （できる限り入会を希望する学童クラブにお申し込みください）	練馬区子育て支援課 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎10階
時間	月～金曜日 午前9時30分～午後6時 土曜日 午前9時～午後5時	月～金曜日 午前8時30分～午後8時 土曜日 午前9時～午後5時

※ 土曜日は合同保育のため、学童クラブ職員が不在の場合があります（26ページをご覧ください）。
お申込みをされる前に、一度各学童クラブへお問い合わせいただくようお願いいたします。

- ◇ 二 次 申 請 受 付 …低学年（1～3年生）および心身に障害のある児童（1～6年生）と日常的な医療行為が必要な児童（1～6年生）

期間	令和5年12月4日（月）～令和6年2月19日（月）	
曜日	月～土曜日 （12月29日～1月3日、祝休日を除く）	月～金曜日 （12月29日～1月3日、祝休日を除く）
場所	練馬区立学童クラブ 練馬区立ねりっこ学童クラブ	練馬区子育て支援課
時間	月～金曜日 午前9時30分～午後6時 土曜日 午前9時～午後5時	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※ 2月上旬（二次申請締切前）に区ホームページ内にて、各学童クラブの空き状況をお知らせする予定です。

郵送による提出

※各学童クラブは郵送による提出を受け付けません。

窓口の混雑が予想される一次申請および二次申請期間中は、申請書類等を郵送でも受け付けます。

郵送による提出は、**各締切日必着**とします。ただし、書類に不備・不足がある場合は、**全ての書類が揃った時点で申請受付完了**となります。

郵送で提出される場合は、**別紙「申請書類等を郵送で提出される方へ【注意事項】」を必ずお読みの上、ご提出ください。**

注意事項

- ※ 電子メールやFAXでの申請はできません。
- ※ 必要な全ての書類が揃った時点で申請受付完了となります。必要書類にご不明な点がある場合は、事前にご相談ください。
- ※ 窓口で提出の場合、書類の確認等にお時間をいただきます。あらかじめご了承ください。

- ◇ 三次申請受付
- ◇ 高学年（4～6年生）申請受付
- ◇ 4週12日入会申請受付（19ページ参照）

期間	令和6年2月26日（月）～3月2日（土）	
場所	入会を希望する練馬区立学童クラブ ※高学年・4週12日受入対象施設については、 2月上旬に区ホームページで見込み状況をお知らせする予定です（詳細は18ページおよび19ページをご覧ください）。	練馬区子育て支援課
時間	月～金曜日 午前9時30分～午後6時 土曜日 午前9時～午後5時	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 土曜日 午前9時～午後5時

- ◇ 先着順受付…低学年（1～3年生）および心身に障害のある児童（1～6年生）と
日常的な医療行為が必要な児童（1～6年生）
高学年および4週12日入会（一部の学童クラブ）

期間等	令和6年3月4日（月）から（受付曜日・場所・時間は二次申請と同じです）
-----	-------------------------------------

○ よくあるご質問

Q1 令和6年4月1日からの入会を希望する場合、早く申請した方が有利になりますか？

A1 一次申請の期間内に申請をされれば、申請日にかかわらず、最も優先度が高くなります。初めに一次申請期間に申請された方について入会審査および承認を行います。その後、各学童クラブの空き枠数に対して、二次および三次申請期間に申請した方の入会審査を行うためです。なお、三次申請までは、各期間内の申請であれば、申請日によって優先度が変わることはありません。三次申請期間終了後の令和6年3月4日（月）からは、先着順での受付となります。受付期間および時間等の詳細については2ページ「受付期間と場所」をご覧ください。いずれの期間の申請であっても、必要な全ての書類が揃った時点で申請受付完了となります。

Q2 現在学童クラブに在籍しています。継続利用したい場合も、申請しなくてはいけないのですか？

A2 学童クラブの入会は各年度で承認されるため、利用を希望する場合は毎年申請していただく必要があります。なお、前年度入会していても、翌年度必ず入会できるとは限りません。学年により、入会できる条件や、入会選考における指数が変わります。詳しくは7ページ「3 学童クラブに入会できる児童」、8ページ「4 入会審査について」、12ページ「5 入会申請手続きについて」をご覧ください。

Q3 複数の学童クラブへ、同時に申請することはできますか？希望はいくつまでできますか？

A3 複数の学童クラブ（区立委託・ねりっこを含む）に重複して申請することはできません。また、希望できる学童クラブは1か所のみです（心身に障害のある児童として入会を希望する場合のみ、第2・第3希望をご記入いただけます）。入会申請の手続きについては、12ページ「5 入会申請手続きについて」をご覧ください。

Q4 申請先学童クラブを変更することはできますか？

A4 一次申請期間中の場合は、申請した学童クラブにご連絡ください。

一次申請期間を終了してから、申請先を変更することはできません。一次申請期間の終了後に辞退届をご提出いただき、改めて希望する学童クラブへ申請することはできます。

ただし、この場合、改めての申請を受け付けた日が二次申請期間であれば二次申請、三次申請期間であれば三次申請扱いとなります。

入会申請の期間の詳細は、2ページの「受付期間と場所」をご覧ください。また、二次申請期間以降の申請については、17ページの「10 二次および三次申請期間中に申請される方へ」をご覧ください。

Q5 入会待機となった場合、ほかの学童クラブに入会希望を変更できますか？

A5 一次申請期間に申請し、入会待機となった方には、近隣の学童クラブ空き状況一覧と、二次申請についてのご案内をお送りします。詳しくは14ページ「8 入会待機となった場合」をご覧ください。

あわせて、ランドセルを持ったまま児童館等に直接来館できる「ランドセル来館」（登録制）等をご案内します。詳しくは15ページをご覧ください。

また、ねりっこ学童クラブで入会待機となった方は、「ねりっこプラス」（定員制）を利用することができます。「ねりっこプラス」の詳細は、16ページの「9 ねりっこプラスについて」をご覧ください。

Q6 保護者の就労を理由に入会申請するときの就労証明書は、練馬区立保育園と共通ですか？

A6 学童クラブ入会申請用の就労証明書は、学童クラブ専用のもので、保育園と共通ではありません。学童クラブ・保育園それぞれ指定の様式をお使いいただく必要があります。

詳しくは別冊「入会申請時に必要な書類について」をご覧ください。

Q7 派遣（パート）で働いています。

就労証明書の契約満了日が令和6年3月までとなっていますが、申請できますか？

A7 契約の更新予定がある場合、申請は可能です。就労証明書に契約更新「1 有」と記載してもらってください。なお、審査の結果入会となる場合の入会承認期間は令和6年4月末までの1か月間となります。詳細およびその他期間限定での入会となる場合については、13ページ「7 入会承認となった場合」をご覧ください。

Q8 就労証明書の提出が必要なのは、入会申請書の提出時のみですか？

A8 学童クラブの入会承認期間は、年度末（令和7年3月）を限度として、就労証明書により児童の保育を必要とする状況が確認できる期間までとなります。提出された就労証明書に記載の契約期間が限定的な場合等には、期間終了前に入会延長申請書兼変更届と新たな就労証明書の提出が必要です。詳しくは13ページの「7 入会承認となった場合」をご覧ください。

※ 入会後の変更事項について

入会申請時に提出した書類等の内容に変更が生じた場合は、速やかに入会している学童クラブまたは子育て支援課へ届け出ていただく必要があります。詳しくは13ページをご覧ください。

Q9 入会できる人数を超える申請があった場合、どのように審査するのですか？

A9 入会選考基準（入会優先順位に関する基準）に基づき審査を行います。具体的には、保護者の状況等に応じて指数を算出し、指数の高い方から入会承認となります。指数が同点の場合は、同点の場合の判定方法により承認を行います。

入会選考基準については10ページを、指数が同点の場合の判定方法については11ページをご覧ください。

Q10 通勤や通学にかかる時間はどのように扱われますか？保育を必要とする時間とみなされますか？

A10 保護者の状況が就労・就学などの場合には、通勤・通学等に要する時間を「保育を必要とする時間」として扱います。「保育を必要とする」状況や、通勤・通学等に要する時間の考え方については、7～8ページをご覧ください。

Q11 高学年の申請の流れはどのようになりますか？

A11 一部の学童クラブで高学年（4～6年生）の受け入れを行っています。令和6年度の対象施設については、2月上旬に区ホームページ内、暮らしのガイド「子育て」の「学童クラブ」で見込み状況をお知らせする予定です。詳しくは、18ページをご覧ください。
なお、心身に障害のある児童と医療行為が必要な児童については、学年に関わらず受け入れを行っています。詳しくは21～24ページをご覧ください。

Q12 4週12日受入れの申請の流れはどのようになりますか？

A12 4週12日受入れについては、一次および二次申請期間中の申請はできません。高学年同様、一部の学童クラブでの受け入れとなり、令和6年2月26日（月）から申請受付開始となります。対象施設については、2月上旬に区ホームページ内、暮らしのガイド「子育て」の「学童クラブ」で見込み状況をお知らせする予定です。詳しくは、19ページをご覧ください。

Q13 母が土曜日の午前8時から午後1時まで就労しています。保育を必要とする日と認められますか？

A13 土曜日については、就労等の時間（通勤・通学等に要する時間を含む）が午前9時から午後5時にかかっている場合は、保育を必要とする日と認めています。ご質問の場合、母については保育を必要とする日として認めます。保育を必要とする日の考え方については7ページを、勤務曜日が父母で異なる場合の考え方については9ページをご覧ください。

1 学童クラブとは

学童クラブとは、保護者の就労などにより主に放課後の時間帯に保育を必要とする児童が、年齢が異なっても仲間となって楽しく遊び共に過ごすことで、豊かに育つための事業です。練馬区では、保育を必要とする小学生を対象に学童クラブ事業を運営しています。

○ 練馬区立学童クラブ

練馬区立学童クラブは、令和6年度は児童館内（15クラブ）、地区区民館内（5クラブ）、厚生文化会館内（1クラブ）、小学校内（1クラブ）、その他（6クラブ）の28か所で運営します。

○ 練馬区立ねりっこ学童クラブ

ねりっこ学童クラブとは、「ねりっこクラブ」における学童クラブ事業で、令和6年度は59小学校内で実施します。事業内容は、学童クラブと変わりなく、入会申請についても同様の手続きが必要です。

【ねりっこクラブ】

「学童クラブ」と「ひろば事業」それぞれの機能・特色をそのままに、一体的に事業の運営を行うものです。小学校の施設を活用し、「ねりっこ学童クラブ」と実施校の児童なら誰でも利用できる「ねりっこひろば」事業を併せて実施し、様々な学年の子どもたちや地域の方々、ひろばスタッフ、学童クラブの職員等と交流しながら放課後を過ごす事業です。

令和6年度実施校は27ページ「17 練馬区立ねりっこ学童クラブ一覧」をご覧ください。

※ねりっこクラブ実施校以外の小学校では「児童放課後等居場所づくり（学校応援団ひろば）事業」を実施しています。事業内容については、15ページをご覧ください。

2 学童クラブの概要

※ 学童クラブの所在地等は、26ページ「16 練馬区立学童クラブ一覧」、27ページ「17 練馬区立ねりっこ学童クラブ一覧」をご覧ください。

(1) 保育時間

曜日	学校登校日	学校休業日（夏休み等）
月～金曜日	放課後 ～ 午後6時	午前9時 ～ 午後6時
土曜日	放課後 ～ 午後5時	午前9時 ～ 午後5時

- 日曜日・祝休日・年末年始（12月29日～翌年1月3日）はお休みします。
- 区立委託学童クラブおよびねりっこ学童クラブでは、学校休業日の朝（午前8時から）と全ての日の夕方（午後7時まで）の延長保育を実施しています。

(2) 保育料

月額5,500円（同一世帯二人目以降の児童は月額4,500円）

- 延長保育を利用する場合は、別途延長保育料がかかります。朝の延長（繰上げ）保育料は月額500円、夕方の延長保育料は月額2,000円です。
※ 延長保育についての詳細は、25ページをご覧ください。
- 遠足等行事における交通費、入場料等の実費は個別にかかります。
- 毎月1日に在籍している場合は、その月分の保育料がかかります（入院等の特別な事情で1か月以上欠席する場合でも、保育料はかかります）。
- 保育料の日割り計算は行いません（出席日数が少ない等の理由による減額はありませぬ）。

(3) 保育料の納付方法と免除申請について

- 保育料のお支払は原則として口座振替をご利用いただくようお願いいたします（保育料の納付期限は毎月末日です。末日が金融機関休業日の場合は翌営業日です）。
保育料の滞納がある場合、入会指数が減点され、学童クラブに入会できない場合がありますのでご注意ください。
- 入会承認後、以下のいずれかにあてはまる場合、**保育料の免除申請をし、承認されると保育料が免除されます。**なお、**免除期間は申請を受け付けた日の属する月から当該年度末までとなります。免除申請は年度ごとに必要です。**
 - ・生活保護受給世帯に該当する方
 - ・住民税非課税世帯（所得割および均等割がともに非課税であること）に該当する方

3 学童クラブに入会できる児童

学童クラブは、放課後を中心に「保育を必要とする」状況にある児童の健全な育成を図るための事業です。学童クラブに入会できる児童は、以下の要件をすべて満たす児童です。

- ① 対 象 小学生
- ② 住 所 練馬区内に在住、または区外在住で練馬区立小学校に通学する児童
- ③ 入会基準 学童クラブ入会基準（8 ページ参照）に、保護者・児童とも該当する
 - ※ 心身に障害のある児童については、21 ページも必ずご覧ください。
 - ※ 日常的な医療行為が必要な児童については、23 ページも必ずご覧ください。
 - ※ 一部の学童クラブでは高学年（4～6年生）および4週12日以上を満たす方を対象とした受け入れを行います。詳細は18 ページおよび19 ページをご覧ください。

○ 保育を必要とするとは？

保育を必要とするとは、保護者が就労等の状態にあることをいいます。

保護者が複数（父と母等）の場合には、複数の保護者がともに就労等の状態にあることをいいます。

○ 学童クラブの開設時間内に保育を必要すると認められる場合とは

以下の①②の時間帯に就労時間等がかかる場合です（通勤・通学等に要する時間を含む）。

※就労の場合、勤務時間は、休憩時間を含む就業規則等で定めている時間です。残業時間は含みません。

- ① 月曜日から金曜日の午後3時から午後6時まで
- ② 土曜日の午前9時から午後5時まで

例：保育を必要とする日の考え方

月～金曜日の午後2時30分に勤務終了し、通勤1時間（合計 午後3時30分まで）。

→保育を必要とする日として認める。

月～金曜日の午後2時30分に勤務終了し、通勤15分（合計 午後2時45分まで）。

→保育を必要とする日として認めない。

土曜日の午後1時に勤務が終了し、通勤5分（合計 午後1時5分まで）。

→保育を必要とする日として認める。

○ 通勤・通学等に要する時間（通勤・通学等の時間）の取扱いについて

保護者の状況が「就労」「就学」「看護・付添い」の場合には、「入会基準」「入会選考基準」判定の際に、通勤・通学等の時間を「保育を必要とする時間」に含んで判定します。時間については、「通勤・通学等の経路」に基づき、以下の区基準により算出します。

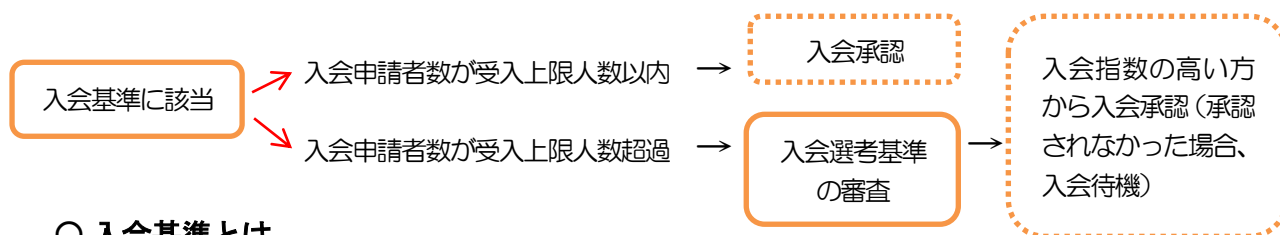
- ① 通勤・通学等の時間は、自宅と事務所等（事務所、学校・職業訓練施設、看護・付添い先）との間の移動に要する時間です。
- ② 自宅と事務所等の直行経路による時間（保育園の送迎や買物は含まない）です。
- ③ 徒歩の場合は、1 kmにつき 20 分（時速 3 km）。
- ④ 自転車の場合は、1 kmにつき 10 分（時速 6 km）。
- ⑤ 自家用車、オートバイの場合は、1 kmにつき 4 分（時速 15 km）。
- ⑥ 公共交通機関（電車・バス）利用時間は、区の基準による時間計算により算出します。

○ 夜間就労の勤務終了時刻の考え方について

夜間就労の場合は、勤務終了後（通勤・通学等に要する時間を含む）に、睡眠・休息等をとるものと仮定し、勤務終了時間に 8 時間を加えた時間を就労時間等の終了時刻とみなします。

4 入会審査について

提出された書類により学童クラブ入会基準を満たすかどうかを確認します（**入会基準の審査**）。入会申請者数が、学童クラブの受入上限人数よりも少ない場合は、入会基準を満たしていれば入会を承認します。入会基準を満たしている申請者数が申請先学童クラブの受入上限人数を超えた場合には、入会選考基準（10 ページ参照）に基づき、入会指数の高い方から入会を承認します（**入会選考基準の審査**）。



○ 入会基準とは

入会基準とは、学童クラブの入会を申請するにあたり、満たす必要のある条件です。以下の（1）保護者の状況、（2）児童の状況ともに基準を満たす必要があります。

（1）保護者の状況

次に掲げる状況により、月曜日から土曜日の間の**4週**で原則 16 日以上、学童クラブの開設時間内に保育を必要とすると認められる場合、学童クラブ入会基準を満たすと判定します。

※一部の学童クラブでは、4週で 12 日以上を満たす方を対象とした受け入れを行います。詳細は 19 ページをご覧ください。

保護者の状況により、入会申請に必要な書類が異なります。必要な書類は、別紙「入会申請時に必要な書類について」でご確認ください。

※ **日曜日は、学童クラブで保育を行っていないため、保育を必要とする日には数えません。**

保護者の状況		形態
1 就労		雇用されている場合（会社員など）
		会社経営または自営の場合（第三者から就労の証明書がとれない場合を含む）
2 就学または技能訓練		学校教育法に定める学校等、または職業訓練施設に通っている場合
3 疾病	入院	疾病により入院中の場合
	居宅内療養	病気により居宅内での療養が必要な場合（精神性・感染性の病気を含む）
4 障害		身体障害者手帳4級または愛の手帳4度以上に相当する場合、または精神障害者保健福祉手帳がある場合
5 看護・付き添い		入院等による付添いをする必要がある、自宅で常時看護をする必要がある場合
6 出産（注）		産前産後を通じて16週間（産前8週、産後10週を限度とする）。 多胎妊娠の場合は産前産後を通じて24週間（産前14週、産後10週を限度とする）。 ※ 出産日は産前に含み、産後は出産日の翌日から起算する。
7 その他	災害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧にあたっている場合
	内定	就労・就学が内定している場合
	その他	明らかに保育を必要とすると認められる場合

（注）育児休業中の場合は当てはまりません。ただし、令和6年3月までに申請する場合で、慣れ保育を利用し、一定の条件を満たす方は申請できます。詳細は別紙「育児休業中に学童クラブ入会申請をする方へ」をご確認ください。

例：保護者の勤務曜日が父母で異なる方の4週で16日保育を必要とする場合の判定

	☒	月	火	水	木	金	土	保育を必要とする日数	
								1週	4週
父	勤務	休	勤務	勤務	勤務	勤務	休	—	—
母	休	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	休	—	—
保育を必要とする	×	×	保育を必要とする	保育を必要とする	保育を必要とする	保育を必要とする	×	4日	16日

この例では、火・水・木・金曜日を保育を必要とする日と認めて判定します。月曜日は母の就労日ですが、父の就労日ではないため、保育を必要とする日とは認めません。

（2）児童の状況

原則として、学童クラブ出席日数（※）が月曜日から土曜日の間の4週で16日以上あり、学童クラブの生活の中で、自分の身の回りのことは自分でできる場合、学童クラブ入会基準を満たすと判定します。

心身に障害のある児童の場合は、21ページに記載する要件を満たすことを必要としますので、必ずご確認ください。

学童クラブでは、原則として医療行為は行えません（支援員が服薬の介助をするのでなく、お子さんが薬を持参し、自分で飲むことは可能です）。

なお、医師の指示のもと看護師による導尿やたん吸引などの医療的ケアが必要な場合や、児童自身で医療行為を行う場合は、23ページをご確認ください。

※ 出席日数の基本的な考え方

- ① 出席日数は、出席は1日、欠席は0日となります。
- ② 欠席とは、「定期的な習い事や塾」等の学童クラブ以外の事業に参加する場合です。学校の課外授業や行事、健康上の理由（急な病気や怪我、それに伴う通院）および家庭事情による急用等は除きます。

○ 入会選考基準【入会優先順位に関する基準】とは

入会選考基準とは、入会優先順位に関する基準です。入会指数が高い児童から入会の承認を行います。「(1) 基準指数」に「(2) 調整指数」を加点したものが入会指数です。

複数の保護者の基準指数が異なる場合は、低い方の基準指数を適用します。

$$\boxed{\text{(1)基準指数}} + \boxed{\text{(2)調整指数}} = \boxed{\text{入会指数}}$$

※ 入会指数が同点の場合は、「(3) 指数が同点の場合の判定方法」により、判定順位の高い児童から入会の承認を行います。

(1) 基準指数

保護者の状況に基づく基準指数は、以下のとおりです。

【基準指数表】

保護者の状況			指数
就労 (注) (自営含む)	居宅外就労	4週で20日以上	10
		4週で16日以上20日未満	9
	居宅内就労	4週で20日以上	9
		4週で16日以上20日未満	8
就学または 技能訓練	4週で20日以上		9
	4週で16日以上20日未満		8
疾病	入院		10
	居宅内療養	精神性疾患または感染性疾患	10
		その他	8
心身障害	身体障害者手帳1級・2級または愛の手帳1度・2度・3度、 精神障害者保健福祉手帳1級・2級・3級に相当		10
	身体障害者手帳3級または愛の手帳4度に相当		9
	身体障害者手帳4級に相当		8
看護・付添い	入院の看護・付添い	4週で20日以上	9
		4週で16日以上20日未満	8
	居宅内での看護・付添い	4週で20日以上	7
		4週で16日以上20日未満	6
出産			6
その他	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧にあたっている		10
	就労・就学が内定（新規雇用等予定）		10～6
	その他		10～6

※ 就労、就学または技能訓練、看護・付添いの日数に、日曜日は含みません。

※ 就労で単身赴任家庭の場合、単身赴任者本人については、4週20日以上で審査します。

(注) 就労における「居宅外」「居宅内」の区分は次のとおりです。

居宅外	居宅外での就労が、4週間のうち8日以上（日曜日を除く）
居宅内	居宅外での就労が、4週間のうち8日未満（日曜日を除く）

※居宅と同一建物内または同一敷地内の就労場所は「居宅」とみなします。

※居宅と職場(事務所等)が同一所在地でも、実際の就労場所が異なる場合は居宅以外とみなします。

(2) 調整指数

調整項目		指数
両親不存家庭・ひとり親家庭		+2
単身赴任家庭		+1
児童の学年 ・心身に障害のある児童、日常的な医療行為が必要な児童 ※1の高学年(4～6年生)については、調整指数を適用しない。	1年生	+2
	2年生	+1
	4年生	-1
	5年生	-2
	6年生	-3
同居・近隣の祖父母(70歳未満) ※2	1名	-0.5
	2名以上	1名増えるごとに-0.5
心身に障害のある児童、看護師による医療的ケアが必要な児童		+2
保育料の滞納	令和5年9月までにその世帯の保育料滞納が3か月分以上ある場合	-2
その他、上記に掲げる場合のほか、明らかに調整が必要と認められる場合		+3 ～ -3

※1 日常的な医療行為が必要な児童とは、看護師による医療的ケアが必要な児童と、児童自身で医療行為を行う児童を指します。

※2 近隣の祖父母とは、児童の居宅から500メートル以内(計測は区の基準による)に居住し、放課後の児童の保育が可能な祖父母をいいます。

(3) 指数が同点の場合の判定方法

判定順位	調整要件
1	新1年生である児童
2	複数の保護者の基準指数を加算し、算出された指数の高い児童
3	保育を必要とする4週間あたりの総時間数の多い児童(月曜日から金曜日の午後3時から午後7時まで、土曜日の午前8時から午後7時までのうち、保護者の勤務等時間と通勤等時間の合計時間数。複数の保護者がいる場合には合計時間数の少ない保護者による。)
4	保育を必要とする4週間あたりの総時間数の多い児童(月曜日から金曜日の午後3時から午後7時まで、土曜日の午前8時から午後7時までのうち、保護者の勤務等時間と通勤等時間の合計時間数。複数の保護者がいる場合には双方の合計時間数を合算した時間数。)
5	両親不存世帯・ひとり親世帯に属する児童
6	保育を必要とする4週間あたりの総時間数の多い児童(月曜日から土曜日の勤務等時間と通勤等時間の合計時間数。複数の保護者がいる場合には合計時間数の少ない保護者による。)
7	保育を必要とする4週間あたりの総時間数の多い児童(月曜日から土曜日の勤務等時間と通勤等時間の合計時間数。複数の保護者がいる場合には双方の合計時間数を合算した時間数。)
8	児童の出席予定日数または出席日数の多い児童
9	その他

5 入会申請手続きについて

複数の学童クラブ（区立委託学童クラブ・ねりっこ学童クラブを含む）に重複して申請することはできません。児童一人につき提出できる申請書は1通です。書類に不備がある場合は、書類を揃えた上で申請をしていただき、全ての書類が揃った時点で申請受付完了となります。

(1) 入会申請の受付期間・受付場所

入会申請の受付期間・受付場所は2ページ「受付期間と場所」をご覧ください。原則として、希望する学童クラブに、保護者の方が必要書類を直接提出してください。

窓口の混雑が予想される一次申請および二次申請期間中は、申請書類等を郵送でも受け付けます。郵送で提出される場合は、別紙「申請書類等を郵送で提出される方へ【注意事項】」を必ずお読みの上、ご提出ください。

なお、郵送による提出は各締切日必着です。

(2) 入会申請できる学童クラブ

学童クラブは、児童が学校から歩いて通う施設です。原則として、小学校に対応した学童クラブで受け入れを行っています。各小学校に対応する学童クラブは、28ページ「18 練馬区立小学校に対応する学童クラブ一覧」をご覧ください。なお、小学校に対応した学童クラブ以外を希望する場合には、申請先の学童クラブにご相談ください。

※「国立・私立小学校に通学する方」および「指定校変更の申請（8条申請）をされる方」へ

上記の各区立小学校に対応する学童クラブにかかわらず、住所地や通学経路により申請先学童クラブを検討の上、申請してください。

また、指定校変更の申請は、申請理由にかかわらず学校運営に支障が生じる等の場合には承認されることがあります。指定校変更が承認されないなどの理由で申請先学童クラブを変更する場合は、その時点で学童クラブ入会申請書等の再提出が必要となります。なお、再提出された場合には、その時点での申請扱いとなりますのでご注意ください。

(3) 提出書類

- ① 入会申請書 児童一人につき1枚必要です。
- ② 添付書類 保護者の状況により必要な書類が異なります。別紙「入会申請時に必要な書類について」で、必要な書類をご確認ください。

※ 練馬区に転入予定の方へ

申請書提出日以降に練馬区に転入予定の方は、①②の他に練馬区内への転入と住所を確認できる「住宅賃貸契約書」または「住宅売買契約書」等の写しを提出してください。なお、金額等については塗り消しても構いません。

6 入会申請の結果について

結果については、下記の時期に郵送でお知らせします。

一次申請	令和6年1月末日以降	二次申請	令和6年3月上旬
三次申請	令和6年3月中旬	先着順以降	おおむね申請から2週間後

- ・入会承認となる方…「入会承認通知書」を申請書に記載いただいた住所宛に郵送します。
- ・入会待機となる方…「入会待機通知書」を申請書に記載いただいた住所宛に郵送します。
(「8 入会待機となった場合(14ページ)」をご参照ください)

7 入会承認となった場合

(1) 入会承認期間

入会承認期間は、年度末（令和7年3月31日まで）を限度として、就労証明書、申立書等の提出書類により、原則として児童の保育を必要とする状況が確認できる期間までです。

派遣契約等で3か月ごとに更新するような就労契約の場合は、契約された期間までの入会承認となります。

例：就労形態が「パート・アルバイト」で、就労証明書に記載の契約期間が「令和5年7月から令和6年6月まで」の方（申請は令和6年度入会の一次申請期間に行った場合）

→ 入会承認期間は「令和6年4月1日から令和6年6月30日まで」となります。

なお、入会後に承認期間の延長を申請する場合には、「学童クラブ入会延長申請書兼変更届」と、引き続き保育を必要とすることを証明する保護者の状況に応じた添付書類が必要です。詳しくは、入会后、学童クラブからご案内します。

(2) 入会承認期間の特例

前記にかかわらず、入会の要件が次の「保育を必要とする形態」の場合には、入会承認期間が以下のとおりとなります。

保育を必要とする形態	入会承認期間
① 就労予定のとき	承認された入会日から1か月間
② 内定（新規雇用等予定）のとき ・就労証明書に内定の記載がある場合 ・就労証明書が発行されず採用内定通知や合格通知等による場合	承認された入会日から1か月間
③ 就労証明書の契約満了日が「入会申請書提出日から令和6年3月31日までの間の日付」のとき	承認された入会日から1か月間 ※ 令和6年3月31日までの申請で、就労証明書に契約の更新の有無「1 有」と記載がある場合に限る。
④ 就労証明書の就労予定日および復職予定日が申請日から入会予定日までのとき	承認された入会日から1か月間
⑤ 疾病、看護・付添いのとき	診断書等に記載された入院（療養）等の期間。 期間の記載がない場合は承認された入会日から6か月間。
⑥ 出産（産休）のとき	産前産後を通じて16週間（産前8週、産後10週を限度とする）。多胎妊娠の場合は産前産後を通じて24週間（産前14週、産後10週を限度とする）。 ※ 出産日は産前に含み、産後は出産日の翌日から起算。
⑦ 育児休業中（慣れ保育実施）に申請したとき	承認された入会日から1か月間 ※ 令和6年3月までの申請で、4月1日から入会する場合に限る。
⑧ その他	承認された入会日から1か月間 上記に掲げる場合の他、練馬区が必要と判断した場合。

(3) 入会後の変更事項について

入会后、入会申請時に提出した書類等の内容に変更が生じた場合は、直ちに入会している学童クラブまたは子育て支援課へ届け出てください。

特に、入会申請した保育を必要とする理由に変更があった場合（就労時間帯の変更、転職等）は、入会要件を満たすかどうかを確認する必要があるため、速やかに学童クラブへ連絡の上、必要な書類を用意し、所定の手続きを行ってください。手続きが行われない場合は退会となります。

8 入会待機となった場合

○ 入会待機とは

学童クラブ入会基準を満たしているものの、入会申請者数が受入上限人数を超えたため申請した学童クラブに入会できず、入会可能となるまでお待ちいただく状況のことです。

学童クラブ待機児童対策として、「ねりっこプラス」を実施しています。

「ねりっこプラス」は、ねりっこ学童クラブを入会待機となった児童を対象に、ひろば事業終了後（午後5時、冬期は午後4時半）のひろば室を活用して、学童クラブに準ずる安全な居場所を提供する事業です。詳しくは16ページ「9 ねりっこプラスについて」をご覧ください。

(1) 一次申請で、申請先学童クラブを「入会待機」となった場合

一次申請で入会申請者数が受入上限人数を超えたときは、学童クラブ入会基準を満たしていても申請した学童クラブに入会できない場合があります。その場合は「入会待機通知書」を送付いたします。あわせて、近隣で空きがある学童クラブをご案内させていただきます。当初入会を申請された学童クラブに入会可能となるまで待機されるか、近隣で空きがある学童クラブに再申請をされるかご検討ください（二次申請以降の取り扱いになります）。

空きのある学童クラブへ再申請する場合は、一次申請で入会申請した学童クラブの「学童クラブ辞退届」と、新たに希望する学童クラブの申請書を提出してください。

一次申請で待機になった方が二次申請以降に再申請する場合は、他の申請者よりも優先して入会を決定します。詳しくは17ページ「10 二次および三次申請期間中に申請される方へ」をご覧ください。

なお、待機順位は入会選考基準の指数の高い方が上位となります。詳しくは10ページ「入会選考基準 [入会優先順位に関する基準] とは」をご覧ください。

入会を承認された方が入会を辞退された場合等に待機順位が繰り上がります（待機順位が繰り上がっても、学童クラブからのお知らせはいたしません）。入会可能となった場合は、学童クラブからご連絡いたします。改めて保育を必要とする状況の確認をし、「就労証明書」等の再提出が必要な場合もありますので、ご了承ください。

(2) 二次申請・三次申請で、申請先学童クラブを「入会待機」となった場合

すでに受入上限人数を超えている学童クラブへの入会を申請される場合は、学童クラブ入会基準を満たしていても「入会待機」となります。待機順位は入会選考基準の指数が高い方が上位となりますが、二次申請の場合は一次申請待機者、三次申請の場合は一次および二次申請待機者の後からの順位となります。空きのある他の学童クラブへ再申請する場合は、入会待機となった学童クラブの「学童クラブ辞退届」と、新たに希望する学童クラブの申請書を提出してください。

二次・三次申請受付開始時点で受入上限人数を超えていない学童クラブでも、二・三次申請で受入上限人数を超え、入会審査の結果、「入会待機」となる場合があります。入会審査についての詳細は8ページ「4 入会審査について」をご覧ください。

(3) 先着順受付で、申請先学童クラブを「入会待機」となった場合

すでに受入上限人数を超えている学童クラブの入会を希望される場合は、学童クラブ入会基準を満たしていても「入会待機」となります。待機順位は入会選考基準の指数に関係なく先着順となりますが、一次から三次申請待機者の後からの順位となります。

(4) 学童クラブを入会待機となった場合の放課後の居場所について

- ① ねりっこ学童クラブを入会待機となった児童は、「ねりっこプラス」を利用することができます。
利用を希望する場合は、あらかじめ申請が必要です（各ねりっこプラスには定員があります）。詳しくは16ページ「9 ねりっこプラスについて」をご覧ください。
- ② 学童クラブを入会待機となった場合に限り、近隣の児童館・地区区民館・厚生文化会館での「ランドセル来館」・「昼食場所の提供」の利用登録ができます。
- ・「ランドセル来館」・・・学校登校日の放課後（月～金曜日）にランドセルを持ったまま、児童館等に直接遊びに行くことができます。
 - ・「昼食場所の提供」・・・三季休業中（夏休み、冬休み、春休み）等に児童館等で持参したお弁当を食べることができます。
- ※ 登録に関する詳細については、入会待機通知書に同封してお知らせします。
- ※ ①のねりっこプラスとあわせて利用することができます。
- ※ ④のねりっこひろば・児童放課後等居場所づくり（学校応援団ひろば）事業に参加した日は、ランドセル来館は利用できません。
- ※ 高学年は、ランドセル来館・昼食場所の提供は利用できません。

③ 児童館・地区区民館・厚生文化会館（児童室）を一般来館として利用できます。

【利用できる時間】	児童館・厚生文化会館（児童室）	地区区民館
月～金曜日	午前10時～午後6時	午後1時～午後6時
土曜日	午前9時～午後6時	午前9時～午後5時
三季休業中		午前9時～午後6時

※ 一部利用時間が異なる場合があります。また、昼食場所を提供している児童館・地区区民館・厚生文化会館（児童室）もあります。ご利用にあたっては施設に直接お問い合わせください。

④ 学童クラブ入会待機児に限らず、各区立小学校内で実施している「ねりっこひろば」または「児童放課後等居場所づくり（学校応援団ひろば）事業」が利用できます（学童クラブとは異なり、お子さんをお預かりするものではありません）。

「ねりっこひろば」とは

ねりっこクラブ実施校（59校）では、同じ小学校内で「ねりっこひろば」事業を実施します。学校の授業が終了した放課後に児童がそのまま通うことができ、学校のひろば室・校庭・図書室などでスタッフの見守りのもと、自主遊びや自主学習などを行います。

実施日は、授業のある月～土の放課後および三季休業中（夏・冬・春休み）の月～金曜日の午前9時から午後5時（冬季は午後4時半）までです。

事前登録時に保険料（令和6年度は500円／年度）が必要となります。

【問い合わせ】 放課後対策第一係 電話03-5984-1519（直通）

「児童放課後等居場所づくり（学校応援団ひろば）事業」とは

ねりっこクラブ実施校を除く小学校（6校）で実施しています。

事業内容はねりっこひろばと同様です。

実施日は、学校の授業のある月～金曜日（学校により曜日は異なります）の放課後から午後5時（冬季は午後4時半）までです。三季休業中は実施していません。

事前登録時に保険料（令和6年度は500円／年度）が必要となります。

学校応援団ひろば事業のスタッフはPTAや地域の方々などで構成されています。

【問い合わせ】 学校応援団・開放係 電話03-5984-1057（直通）

9 ねりっこプラスについて

○ ねりっこプラスとは

「ねりっこプラス」は、ねりっこ学童クラブを入会待機となった児童を対象に、ひろば事業終了後（午後5時、冬期は午後4時半）のひろば室を活用して、学童クラブに準ずる安全な居場所を提供する事業です。

利用を希望される場合は、あらかじめ申請が必要です。申請に関する詳細については、「ねりっこ学童クラブ入会待機通知書」に同封してお知らせします。

(1) 事業内容

① ひろば事業終了後に、ひろば室で過ごすことができます。

ひろば事業実施時間中（放課後から午後5時、冬期は午後4時半まで）は、ひろば事業等をご利用ください。ひろば終了時から、ひろば室で学童クラブと同様の保育を行います。児童の出席日数の要件やおやつ提供はありません。以下の2通りの利用方法があります。

A登録（Aカード）

放課後（授業のない日は午前9時）、ひろば事業に参加した時点で、出欠確認を行います。

- ・出欠予定は月ごとにカードに記入して提出してください。職員が確認します。
- ・児童は、下校後直接ひろば室に入室しAカードを職員に提出します。職員は出欠予定と帰宅時間を確認します。
- ・一度帰宅したり、途中で習い事に行ったりすることはできません。

B登録（Bカード）

午後5時（冬期は午後4時半）時点で、出欠確認を行います。

- ・出欠予定は月ごとにカードに記入して提出してください。職員が確認します。
- ・児童は午後5時（冬期は午後4時半）にひろば室で出席確認ができるように入室し、Bカードを職員に提出します。職員は出欠予定と帰宅時間を確認します。
- ・下校後ひろば室で午後5時（冬期は午後4時半）まで過ごしても、一度帰宅してからひろばに来て構いません（荷物をひろば室に置いたまま習い事に行く等の外出はできません）。

※利用方法の変更（A登録／B登録）は、年4回（4・7・9・1月）可能です。

※下校時から午後5時（冬期は午後4時半）までは、ひろば事業（見守り）への参加です。

ねりっこプラス（保育）は、ひろば事業が終了した後の午後5時（冬期は午後4時半）からの事業です。

※午後5時（冬期は午後4時半）より前に帰宅する日は、ねりっこプラス欠席の扱いになります。

② 朝（午前8～9時）、夕（午後6～7時）の、学童クラブ延長保育をご利用いただけます。

夕方の延長保育をご利用の際は、必ず保護者のお迎えをお願いします。

出席人数が少ない場合は、学童クラブ室で合同保育を行う場合があります。

(2) 対象児童・定員

ねりっこ学童クラブに申請し、待機となった児童

- ・各ねりっこプラスには、ひろば室の面積に応じた定員があります（最大45名）。
- ・心身に障害のある児童の受け入れは行いません。

(3) 実施日時

曜日	学校登校日	学校休業日（三季休業中等）
月～金曜日	午後5時～6時 ※	午後5時～6時 ※
土曜日	午後5時～6時 ※	午前9時～午後6時

※午後5時（冬期は午後4時半）までは、ひろば等をご利用ください。

・日曜日・祝休日・年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

(4) 実施場所 各小学校のひろば室

(5) 保育料

月額1,000円

- ・延長保育を利用する場合は、別途延長保育料がかかります。（朝）月額500円（夕）月額2,000円
- ・毎月1日に在籍している場合は、その月分の保育料がかかります。
- ・保育料の日割り計算は行いません（出席日数が少ない等の理由による減額はありませぬ）。
- ・一定の条件に当てはまる場合は、保育料が免除になる場合があります。7ページの「保育料の納付方法と免除申請について」をご覧ください。

(6) ねりっこプラスをご利用になれない場合

以下の場合、ねりっこプラスをご利用いただくことができません。

- ・学童クラブに入会できることになった場合
- ・学童クラブの入会待機を辞退する場合
- ・学童クラブに待機する児童がいない場合

10 二次および三次申請期間中に申請される方へ

二次申請をされた方は一次申請者、三次申請をされた方は一次および二次申請者の後の入会決定となります。

二次および三次申請期間中に申請される方のうち、すでに一次申請または二次申請をした学童クラブ(A)で入会承認または入会待機が決定しているが、別の学童クラブ(B)へ再申請をする方については、他の二次および三次申請者よりも優先して入会を決定します。

○入会決定の順番

- ① 一次申請者
- ② 一次申請をしたが辞退をし、二次に再申請する方
- ③ 二次申請者
- ④ 一・二次申請をしたが辞退をし、三次に再申請する方
- ⑤ 三次申請者

入会承認または入会待機が決定している学童クラブ(A)の「学童クラブ辞退届」を提出のうえ、以下の各通知書をほかの必要な書類に添えてご申請ください。

(1) 一次申請または二次申請で、申請先学童クラブを「入会承認」となった方

「入会承認通知書」の写し

(2) 一次申請または二次申請で、申請先学童クラブを「入会待機」となった方

「入会待機通知書」の写し

※ 複数の学童クラブに重複して申請することはできません。

※ 「入会承認」・「入会待機」による優先度の違いはありません。入会選考基準の指数が高い方が上位となります。

※ 結果の発送時期については、12ページ「6 入会申請の結果について」をご覧ください。

11 高学年(4～6年生)の申請について

(1) 入会申請できる学童クラブ

一部の学童クラブで高学年(4～6年生)の受け入れを行っています。

対象となるのは、以下の要件の両方を満たした学童クラブです。

- ① 児童館・厚生文化会館・地区区民館内の学童クラブ
 - ② 二次申請終了時点において、低学年(小学1～3年生)の受入人数が定員を下回る学童クラブ
- ※ 高学年受入れ施設については、入会申請状況により、今年度対象であっても、次年度は対象と
ならない場合があります。

(2) 入会申請手続きについて

複数の学童クラブに重複して申請することはできません。児童一人につき提出できる申請書は1
通です。書類に不備がある場合は、書類を揃えた上で申請をしていただき、全ての書類が揃った時
点で申請受付完了となります。

(3) 入会申請の受付期間・受付場所について

入会申請の受付期間・受付場所は2ページ「受付期間と場所」をご覧ください。

(4) 提出書類

- ① 入会申請書 児童一人につき1枚必要です。
- ② 添付書類 保護者の状況により必要な書類が異なります。別紙「入会申請時に必要な書類
について」で、必要な書類をご確認ください。

(5) 入会審査について

提出された書類を基に学童クラブ入会基準を満たすかどうかを確認します。

申請者が定員を超えた場合、入会選考基準による審査を行い、入会の承認を行います。なお、審査
は、三次、高学年受入れ、4週12日受入れの申請者をあわせて行います。

(6) 入会申請の結果について

12ページ「6 入会申請の結果について」をご覧ください。

(7) 入会待機となった場合

※ 入会している児童が退会された等により、入会可能となった場合には、学童クラブから個別に
ご連絡いたします。

※ 低学年の待機者がいる場合は、待機順位によらずそれらの方を先行してご連絡させていただく
場合があります。

※ 空きのある他の学童クラブへ入会を希望する場合は、入会申請した学童クラブの「学童クラブ
辞退届」と、新たに希望する学童クラブの申請書を提出してください。

学童クラブを入会待機となった場合の放課後の居場所について

- ① 児童館・地区区民館・厚生文化会館(児童室)を一般来館として利用できます。
- ② 学童クラブ入会待機児に限らず、各区立小学校内で実施している「ねりっこひろば」または
「児童放課後等居場所づくり(学校応援団ひろば)事業」が利用できます。

※ 各詳細は、15ページの「(4) 学童クラブを入会待機となった場合の放課後の居場所について」
をご覧ください。

3月4日以降は、先着順での受付になります。

12 4週 12日受入の申請について

令和6年度より、一定の要件を満たした学童クラブにおいて、保育を必要とする日数が4週で12日以上を満たす低学年（1～3年生）を対象とした受け入れを行います。

(1) 入会申請できる学童クラブ

対象となるのは、以下の要件を満たした学童クラブです。

- ・二次申請終了時点において、一定数以上空きのある学童クラブ

※4週12日入会受入れ施設については、入会申請状況により、今年度対象であっても、次年度は対象とならない場合があります。

(2) 入会申請手続きについて

複数の学童クラブ（区立委託学童クラブ・ねりっこ学童クラブを含む）に重複して申請することはできません。児童一人につき提出できる申請書は1通です。書類に不備がある場合は、書類を揃えた上で申請をしていただき、全ての書類が揃った時点で申請受付完了となります。

(3) 入会申請の受付期間・受付場所について

入会申請の受付期間・受付場所は2ページ「受付期間と場所」をご覧ください。

(4) 提出書類

- ① 入会申請書 児童一人につき1枚必要です。
- ② 添付書類 保護者の状況により必要な書類が異なります。別紙「入会申請時に必要な書類について」で、必要な書類をご確認ください。

(5) 入会審査について

提出された書類を基に学童クラブ入会基準（4週で12日以上）を満たすかどうかを確認します。申請者が受け入れ可能人数を超えた場合、入会選考基準による審査を行い、入会の承認を行います。なお、審査は、三次、高学年受入れ、4週12日受入れの申請者をあわせて行います。

(6) 入会申請の結果について

12ページ「6 入会申請の結果について」をご覧ください。

(7) 入会待機となった場合

- ※ 入会している児童が退会された等により、入会可能となった場合には、学童クラブから個別にご連絡いたします。
- ※ 4週16日以上を要件とする待機者がいる場合は、待機順位によらずそれらの方を先行してご連絡させていただく場合があります。
- ※ 空きのある他の学童クラブへ入会を希望する場合は、入会申請した学童クラブの「学童クラブ辞退届」と、新たに希望する学童クラブの申請書を提出してください。

学童クラブを入会待機となった場合の放課後の居場所について

- ① 児童館・地区区民館・厚生文化会館（児童室）を一般来館として利用できます。
- ② ねりっこプラスやランドセル来館、昼食場所の提供の利用登録ができます。
- ③ 学童クラブ入会待機児に限らず、各区立小学校内で実施している「ねりっこひろば」または「児童放課後等居場所づくり（学校応援団ひろば）事業」が利用できます。

※ 各詳細は、15ページの「(4) 学童クラブを入会待機となった場合の放課後の居場所について」をご覧ください。

3月4日以降は、先着順での受付になります。

(8) 4週12日入会基準指数

保護者の状況			指数
就労(注) (自営含む)	居宅外就労	4週で12日以上16日未満	8
	居宅内就労	4週で12日以上16日未満	7
就学または 技能訓練	4週で12日以上16日未満		7
看護・付添い	入院の看護・付添い 居宅外での看護・付添い	4週で12日以上16日未満	7
	居宅内での看護・付添い	4週で12日以上16日未満	5
その他	就労・就学が内定(新規雇用等予定)		8～6
	その他		8～6

※ 就労、就学または技能訓練、看護・付添いの日数に、日曜日は含みません。

令和6年度の対象施設については、二次申請締め切り後に確定します。
区ホームページ内、暮らしのガイド「子育て」の「学童クラブ」で以下の内容をお知らせする予定です。

- 2月上旬 申込みができる可能性のある学童クラブの状況
- 2月21日(水) 申込みができる学童クラブの状況

○4週12日受入れについて

区立学童クラブでは入会できる要件を「4週間で16日以上保育を必要とすること」として、受入れをしています。

コロナ以降、在宅勤務等、働き方の多様化が顕著にみられ、保育園等から小学生になるときに、保護者のみな様から「学童クラブの入会要件には満たないが、子どもの放課後の生活が不安である」というお声をいただくことが、少なくありませんでした。

学童クラブの入会児童数は地域によって差があり、区内には一定数以上の空きがある場合もあります。

そこで、二次申請終了時に6人以上空きのある施設については、1年を通じて、4週12日受入れ施設に指定します。

学童クラブには、二次申請以降4月に入ってからの途中入会も一定数あることから、5人分は4週間で16日以上必要な児童のために確保いたします。

13 心身に障害のある児童の学童クラブ入会申請について

(1) 入会の要件

練馬区では、心身に障害があり、学童クラブに入会できる児童（7 ページ「3 学童クラブに入会できる児童」参照）の要件をすべて満たし、下の「児童の状況」に該当する児童を対象に、学童クラブでの受け入れを行っています。

児童の状況

- ・学童クラブの集団生活において、適切な保育および指導が実施できる児童であること
- ・原則として、障害の程度が軽度・中度であり、日々学童クラブに通うことができる児童であること

※療育による放課後デイサービスを利用する場合、通院等と同様に考え、「定期的な習い事や塾」等による欠席の扱いにはなりません。（10 ページ参照）

(2) 対象となる児童

- ① 身体障害者手帳、愛の手帳の交付を受けている児童（手帳の写しを申請時に提出してください。）
- ② 特別支援学校および特別支援学級に入学予定または在籍している児童
- ③ 医師、児童相談所、こども発達支援センター等公的機関の意見等により、①の児童と同等の障害を有していると認められる児童のうち、障害児としての入会を希望する児童

※ 上記②の特別支援学校および特別支援学級に入学予定の児童、並びに上記③の児童は、公的機関が作成した意見書等を申請時に提出してください。詳細は学童クラブ職員にご確認ください。

(3) 受入人数

- ・心身に障害のある児童は、障害児優先受入枠を設定し、受け入れを行います。
- ・障害児優先受入枠は、1学童クラブあたり2名までです。ただし区立委託学童クラブは3名まで、ねりっこ学童クラブは、1学童クラブあたり27ページに記載された人数まで受け入れます。
- ・児童館・地区区民館・厚生文化会館に併設する学童クラブ（以下「児童館等併設学童クラブ」という）では、障害児優先受入枠を超えて障害児の受け入れを行います。
- ・特別なケアが必要なため、一定の条件の下で受け入れる条件付き障害児は、1施設1名の受入れとなります。

※ 全体の申請状況によっては、障害児優先受入枠が0名のまま、一般の児童のみで受入上限人数まで入会決定する学童クラブもあります。常に障害児優先受入枠を確保している訳ではありません。

※ 区立委託学童クラブ・区立ねりっこ学童クラブ、児童館等併設学童クラブについては、26～27ページの「16 練馬区立学童クラブ一覧」および「17 練馬区立ねりっこ学童クラブ一覧」をご覧ください。

(4) 選考の方法

各クラブの障害児優先受入枠を超える申請があった場合は、「入会選考基準（10～11 ページ参照）」により入会する児童を決定します。第1希望の学童クラブに入会できない場合は、入会申請書にご記入いただいた希望順位に基づき、入会可能な学童クラブに入会となるか、または入会を待機（空きが出るまで待つ）となる場合があります。あらかじめご了承ください。

※入会選考基準における調整指数について

- ・障害児は、心身に障害のある児童「+2」を適用します。
- ・4年生以上の障害児は、児童の学年による「-1から-3」を適用しません。

入会審査の順序

一次申請と二次申請については、心身に障害のある児童（障害児優先受入枠内）と日常的な医療行為が必要な児童（ 1 ）については、他の児童より優先して入会を決定します。 2

- 1 日常的な医療行為が必要な児童とは、看護師による医療的ケアが必要な児童と、児童自身で医療行為を行う児童を指します。
- 2 一次申請で学童クラブを入会承認または待機となった児童が、二次申請で別の学童クラブに再申請をする場合は、他の二次申請者よりも優先して入会を決定します。また、一次・二次申請で入会承認または待機となった児童が三次申請する場合も同様です（17 ページ「10 二次および三次申請期間中に申請される方へ」参照）。

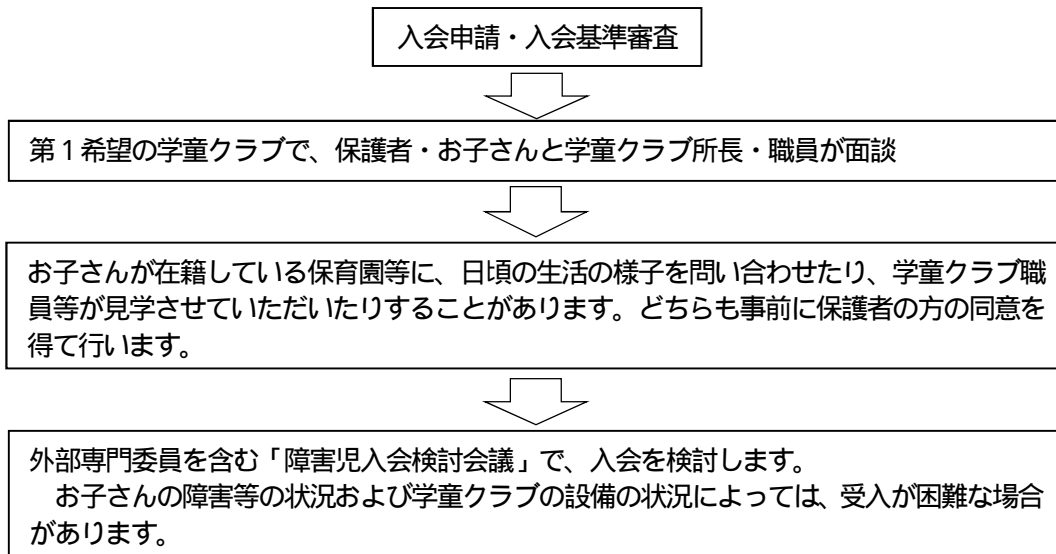
全体の申請状況によっては、心身に障害のある児童が0名のまま、一般の児童のみで受入上限人数まで入会決定する学童クラブもあります。各学童クラブで、二次申請期間までは障害児優先受入枠を確保します。

（5）入会申請書への記入について

入会申請書の裏面、「心身に障害のある児童としての申請」の欄への記入と、情報連携への同意欄のチェックをお願いいたします。あらためて、担当係職員、学童クラブ職員が詳しい内容をお聞きします。

（6）申請から入会決定までの流れ

入会基準（保育を必要とする状況）の審査を行い、入会基準を満たしていることを確認後、児童の状況（障害が軽度から中度までで、学童クラブの集団生活において、適切な保育および指導が実施できるか）に基づき入会の審査をいたします。



【検討の結果、学童クラブ入会が可となった場合】

申請数が障害児優先受入枠内の場合

申請数が障害児優先受入枠を超えた場合

申請先の学童クラブに
障害児優先受入枠内で入会

入会申請書にご記入いただいた第1希望、第2希望、第3希望の希望順位に基づき、審査をさせていただきます。
待機となった場合は、第1希望の学童クラブで入会待機となります。
（児童館等併設学童クラブでは、障害児優先受入枠を超えて障害児の受け入れを行います。そのため、心身に障害のある児童の入会が多数となる場合があります。）

14 日常的な医療行為が必要な児童の学童クラブ入会申請について

(1) 入会の要件

練馬区では、日常的な医療行為()が必要であり、学童クラブに入会できる児童(7ページ「3 学童クラブに入会できる児童」参照)の要件をすべて満たし、学童クラブの集団生活が可能で、日々学童クラブに通うことができる児童を対象に学童クラブでの受け入れを行っています。

日常的な医療行為が必要な児童とは、看護師による医療的ケアが必要な児童と、児童自身で医療行為を行う児童を指します。

(2) 医療的ケアや医療行為の内容について

・看護師による医療的ケア

医師の指示書をもとに行う、導尿、経管栄養、たん吸引、血糖値測定やインシュリン注射のことです。

・児童自身で行う医療行為

児童自身が行う、導尿、経管栄養、たん吸引、血糖値測定やインシュリン注射のことです。

看護師による医療的ケアが必要な場合、学童クラブへの申請の際に、医療的ケア実施申請書、医療的ケア実施同意書、医療的ケア主治医指示書の提出が必要になります。詳細は担当係職員、学童クラブ職員にご確認ください。

(3) 受入人数

- ・看護師による医療的ケアが必要な障害児は、障害児優先受入枠で、1学童クラブあたり1名までの受け入れとなります。
- ・看護師による医療的ケアが必要な一般の児童は、医療的ケア児優先受入枠で、1学童クラブあたり1名までの受け入れとなります。
- ・児童自身で医療行為を行う障害児は、21ページ(3)の障害児優先受入枠に沿って受け入れを行います。
- ・児童自身で医療行為を行う一般の児童は、一般枠での優先受け入れとなります。
全体の申請状況によっては、障害児優先受入枠のほか医療的ケア児優先受入枠も0名のまま、一般の児童のみで受入上限人数まで入会決定する学童クラブもあります。医療的ケアが必要な児童について、常に医療的ケア児の受入枠を確保している訳ではありません。
一部の学童クラブでは受け入れしておりません。詳しくはご相談ください。

(4) 選考の方法

各クラブの優先受入枠を超える申請があった場合は、「入会選考基準(10~11ページ参照)」により入会する児童を決定します。

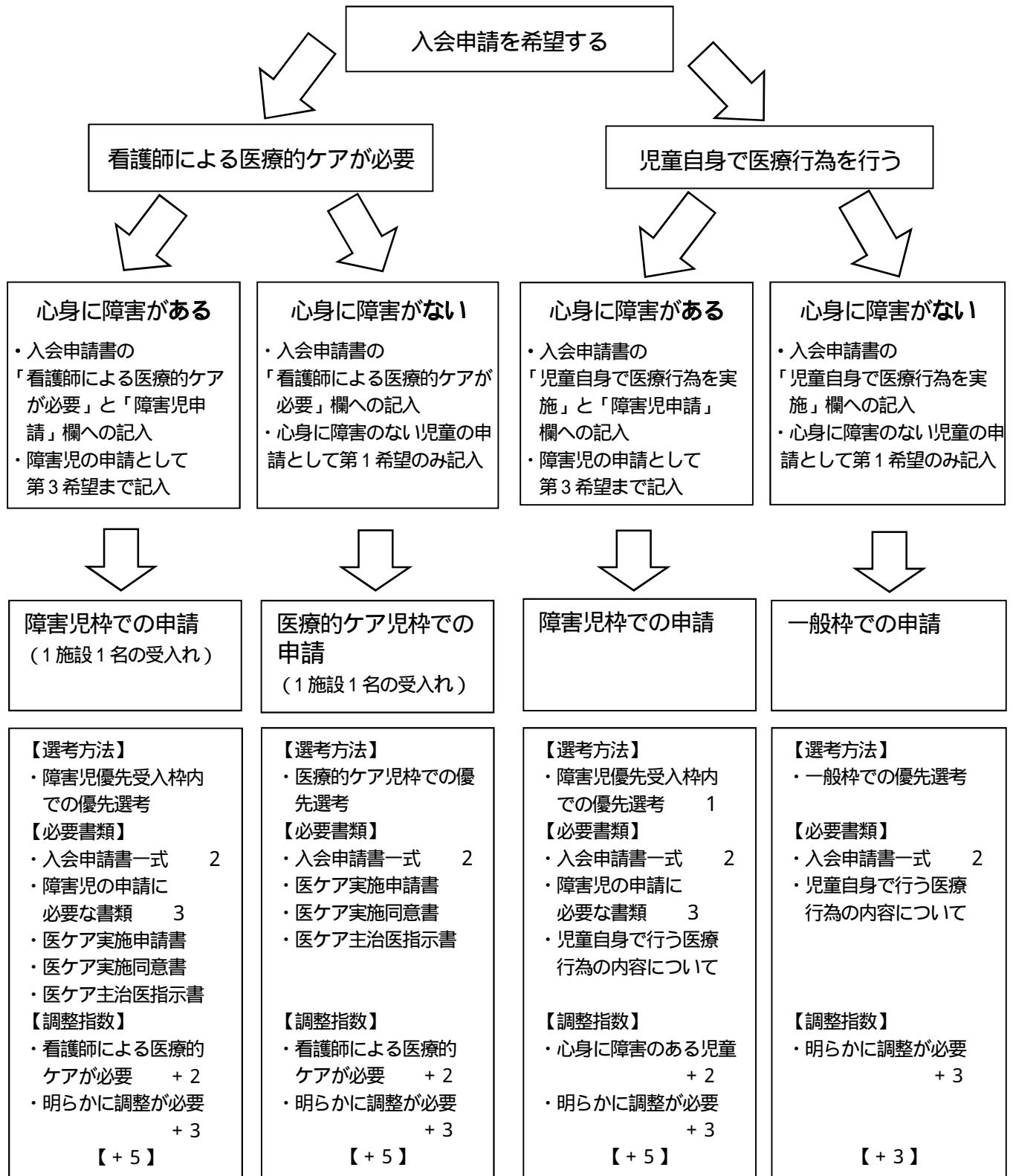
入会選考基準における調整指数について

- ・看護師による医療的ケアが必要な児童は「+2」の調整指数を適用します。
(心身に障害のある児童の場合、障害児の「+2」と合わせて「+4」とすることはできません。)
- ・日常的な医療行為が必要な児童は、医療を行うための場所の確保が必要なため、明らかに調整が必要と認められる場合の「+3」も適用になります。
- ・4年生以上の日常的な医療行為が必要な児童は、児童の学年による「-1から-3」を適用しません。

(5) 入会申請書への記入について

入会申請書の裏面、「日常的な医療行為について」の欄への記入と、情報連携への同意欄のチェックをお願いいたします。あらためて、担当係職員、学童クラブ職員が詳しい内容をお聞きします。

(6) 日常的な医療行為が必要な児童の申請のイメージ



- 1 児童館・地区区民館・厚生文化会館内の学童クラブは、各施設の受入上限人数の範囲内であれば、障害児優先受入枠を超えて受け入れます。
- 2 入会申請書一式とは、入会申請書と添付書類（就労証明書や通勤・通学等の経路など）です。
- 3 障害児申請に必要な書類とは、児童の状況について、障害の証明となる書類（愛の手帳の写しや医師の診断書など）です。

15 延長保育について

委託学童クラブおよびねりっこ学童クラブでは、延長保育を実施しています。利用する場合は、事前の申請が必要です。申請手続きについては、入会承認通知書に同封する案内をご確認ください。

(1) 延長保育の保育時間・保育料

	区分	通常の時間	朝の延長（繰上げ）時間	夕方の延長時間
保育時間	平日	放課後～午後6時	なし	午後6時～午後7時
	土曜日	午前9時～午後5時	午前8時～午前9時	午後5時～午後7時
	学校休業日	午前9時～午後6時	午前8時～午前9時	午後6時～午後7時
保育料	1人目	5,500円(月額)	500円(月額)	2,000円(月額)
	同一世帯 2人目以降	4,500円(月額)		

(2) 延長保育実施学童クラブ

26 ページ「16 練馬区立学童クラブ一覧」および 27 ページ「17 練馬区立ねりっこ学童クラブ一覧」をご覧ください。

(3) 延長保育のご利用にあたって

- ・延長保育は、委託学童クラブおよびねりっこ学童クラブに入会している児童のみ利用が可能です。
申請手続きは、入会決定後に可能となります。
- ・延長保育の申請は、月単位です。ご利用月の前月末日までに申請が必要です。
利用申請のない月の、急なご利用はできません。
- ・利用申請をした月は、実際の利用がなくても延長保育料がかかります。
なお、前月末日までに取下届を提出した場合は、保育料はかかりません。
- ・延長保育の申請をされた方には、事前に利用予定日を確認させていただきます。
- ・延長保育の申請は、その時点で「入会が承認されている期間」のみ提出が可能です。「入会が承認されていない期間」の延長保育については、新たに入会が承認された後、あらためて申請が必要です。
- ・夕方6時以降の保育を利用する場合は、保護者によるお迎えをお願いいたします。

16 練馬区立学童クラブ一覧(50音順)

児童館等併設欄に「」の記載がある場合は、障害児の受入を拡大している施設です。区立委託欄に「」の記載がある場合は、運営を民間事業者等に委託しています。
 合同保育欄に「」の記載がある場合は、令和5年11月現在、土曜日に合同保育を実施しています。お申込みをされる際には、職員が不在の場合がありますので一度各学童クラブへお問い合わせください。

児童館等併設	区立委託	合同保育	学童クラブ	所在地	電話番号	定員	5年度実績 (4月1日時点)		対応する主な小学校
							在籍数	待機数	
			大泉桜学園	大泉学園町9-2-12	3924-8411	40	60	1	大泉桜学園
			上石神井児童館	上石神井1-5-2	3929-6943	40	60	5	上石神井小
			北町児童館	北町1-19-17	3931-5481	40	42	0	北町小
		○	北町はるのひ児童館	北町6-35-7	3933-5100	40	34	0	練馬東小・田柄第二小・北町西小・早宮小
			厚生文化会館	練馬4-2-3	3991-3080	40	46	0	南町小
			栄町児童館	栄町40-7	3994-3287	35	57	0	旭丘小・小竹小・開進第三小
			桜台地区区民館	桜台3-39-17	3993-5462	40	40	0	開進第二小・開進第三小
			下石神井地区区民館	下石神井6-8-15	3904-5062	40	34	0	下石神井小
			石神井児童館	石神井町7-28-21	3996-3800	40	34	0	光和小・大泉東小
			石神井台児童館	石神井台2-18-13	3995-8267	40	59	0	上石神井北小
			石神井町	石神井町8-1-10	3995-8424	40	55	6	光和小
			関町児童館	関町南4-15-7-102	3920-1601	40	34	0	関町小
			高松地区区民館	高松3-24-27	3999-7911	40	22	0	高松小
			土支田児童館	土支田2-32-8	3925-4794	40	60	31	豊溪小
			豊玉	豊玉南3-32-11	3991-2580	40	60	14	豊玉小・豊玉南小・中村小
		○	中村児童館(第一・第二)	中村2-25-3	3998-4890	80	120	12	中村小
			貫井地区区民館	貫井1-9-1	3926-7218	40	17	0	練馬第三小
		○	早宮さくら	早宮3-13-31	3993-3153	40	45	2	早宮小
		○	東大泉児童館(第一・第二)	東大泉7-20-1	3921-8100	80	75	0	大泉南小・大泉第二小
			光が丘すみれ	光が丘5-2-5-104	3976-8231	40	60	4	光が丘四季の香小 光が丘春の風小
			光が丘どんぐり	光が丘3-8-12	3939-8568	40	31	0	光が丘夏の雲小 光が丘秋の陽小
			氷川台地区区民館	氷川台2-16-14	3932-2065	40	47	0	仲町小
			平和台児童館	平和台2-18-14	3550-8058	40	47	0	開進第一小・仲町小・北町小・北町西小
			南田中児童館	南田中5-15-25	3995-5534	40	60	15	南田中小
			三原台児童館	三原台2-11-29	3924-8796	40	60	12	北原小・泉新小・橋戸小
			谷原あおぞら	谷原5-6-5	3996-9500	40	42	0	谷原小・北原小

区立委託学童クラブは朝・夕の延長保育を実施しています。(25ページ)

令和5年度は定員を超える申請数があった学童クラブについて、学童クラブ室の面積等を勘案したうえで、弾力的に受入上限数を増やして運営を行っています。令和6年度については入会申請の状況等により、改めて受入上限数を判断します(各学童クラブにより受入上限は異なります)。

貫井地区区民館学童クラブは大規模改修により、令和6年3月末からサンライフ練馬内(貫井1-36-18)にて仮設運営を行います。工事終了は、令和7年10月末です(予定)。

17 練馬区立ねりっこ学童クラブ一覧(50音順)

運営を民間事業者等に委託しています。

学童クラブ	所在地	電話番号	利用定員	5年度実績 (4月1日時点)			障害児 受入数
				在籍数	待機数	プラス 在籍数	
旭町小	旭町2-29-1	3975-5438	90	72	0	0	4
大泉学園小	大泉学園町4-7-8	3867-3561	90	53	0	0	6
大泉学園緑小	大泉学園町5-11-37	3922-8662	90	90	1	0	4
大泉北小	大泉町4-28-22	3925-2690	90	87	0	0	4
大泉小	東大泉4-25-36	3921-3639	120	120	2	0	9
大泉第一小	大泉町3-16-23	3925-2366	65	52	0	0	4
大泉第二小	南大泉4-29-11	3924-8771	65	65	0	10	4
大泉第三小	大泉学園町3-22-2	3921-7937	90	88	0	0	6
大泉第四小(R6.4～開設)	西大泉1-24-1	未定	85				4
大泉第六小	南大泉5-25-29	3978-0326	88	85	0	0	4
大泉西小	西大泉4-25-2	3925-8755	90	57	0		4
大泉東小	東大泉1-22-1	3923-9214	180	135	11	20	12
大泉南小	東大泉6-28-1	3922-1161	85	85	0	16	4
開進第一小	早宮2-1-31	3931-5482	90	90	4	13	4
開進第二小	桜台5-10-5	3994-6814	90	90	3	3	6
開進第三小	桜台2-18-1	3993-2653	90	90	5	35	4
開進第四小	羽沢2-33-1	3994-3008	135	98	0	0	6
春日小	春日町5-12-1	3926-7414	90	78	0	0	4
上石神井小	上石神井4-10-4	3928-4640	90	90	9	32	4
上石神井北小	石神井台5-1-10	3920-0255	135	89	0	0	6
北原小	谷原4-9-1	3904-5739	90	90	0	37	4
北町小	北町1-14-11	3550-8057	90	77	1	5	4
北町西小	北町7-3-8	3931-5148	90	90	2	9	4
向山小	向山2-14-11	3926-0958	90	90	8	4	4
下石神井小	下石神井2-20-18	3997-5101	90	90	5	25	4
石神井小	石神井台1-1-25	5393-1909	135	107	0	0	6
石神井台小	石神井台8-6-33	3929-4926	90	90	3	14	4
石神井西小	関町北1-1-5	3594-8020	60	60	4	31	6
石神井東小	南田中3-9-1	3995-6561	90	90	3	1	4
関町小	関町北3-23-34	3929-0311	90	90	9	21	4
関町北小	関町北5-13-40	3920-0881	135	120	0	0	6
泉新小	三原台3-18-30	5387-0775	54	54	7	11	4
高松小	高松3-16-1	3998-1020	90	90	8	18	4
田柄小	田柄2-19-34	3975-5436	120	120	1	3	6
田柄第二小	田柄1-5-27	5997-0023	90	90	3	10	4
立野小	立野町17-6	3920-2154	90	90	0	9	4
豊玉小	豊玉中4-2-20	3993-6200	90	90	6	24	4
豊玉第二小	豊玉上2-16-1	3994-6764	90	64	1	0	6
豊玉東小	豊玉北1-16-1	6914-9188	90	88	0	5	4
豊玉南小	豊玉南2-14-1	3993-0044	90	65	20		4
仲町小	氷川台2-18-24	3550-9539	90	90	9	25	4
中村小	中村2-8-1	3577-0530	48	48	1	13	4
中村西小	中村北4-17-1	3990-2977	90	90	0	1	4
練馬小	春日町6-11-36	3970-8654	90	90	0	1	4
練馬第二小	貫井2-31-13	3999-1190	90	90	7	13	4
練馬第三小	貫井1-36-15	3577-0048	90	90	0	2	4
練馬東小	春日町1-30-11	3970-0820	90	90	5	32	6
早宮小	早宮4-10-17	5999-9531	40	40	11		3
光が丘秋の陽小	光が丘2-1-1	3976-6106	65	65	0	3	4
光が丘四季の香小(R6.4～開設)	高松5-24-1	未定	90				4
光が丘第八小	光が丘1-4-1	3930-1223	90	50	0	0	6
光が丘夏の雲小	光が丘3-6-1	5998-1113	90	84	0	0	4
光が丘春の風小	光が丘7-3-3-102	5997-7171	90	90	0	27	6
富士見台小	富士見台4-16-10	3999-5355	135	130	0	0	6
南が丘小	南田中2-13-1	3995-7138	90	45	47		4
南田中小(R6.4～開設)	南田中5-15-37	未定	65				4
南町小	練馬2-7-5	3993-2550	90	33	0	0	4
八坂小	土支田4-47-15	5387-0712	90	75	0	0	4
谷原小	谷原2-9-26	3904-2605	90	90	2	19	6

R6.3.31までは、開設前のため、別の場所で受付を行います。詳しくは学校別のお知らせをご確認ください。

○ねりっこ学童クラブは、朝・夕の延長保育を実施しています(25ページ)

○ねりっこプラスは、ねりっこ学童クラブを入会待機となった児童を対象にした事業です(16ページ)

18 練馬区立小学校に対応する学童クラブ一覧

小学校 (50音順)	対応する学童クラブ	小学校 (50音順)	対応する学童クラブ
旭丘小	栄町児童館	関町小	関町小ねりっこ・関町児童館
旭町小	旭町小ねりっこ	関町北小	関町北小ねりっこ
大泉小	大泉小ねりっこ	泉新小	泉新小ねりっこ・三原台児童館
大泉第一小	大泉第一小ねりっこ	高松小	高松小ねりっこ・高松地区区民館
大泉第二小	大泉第二小ねりっこ・東大泉児童館(第一・第二)	田柄小	田柄小ねりっこ
大泉第三小	大泉第三小ねりっこ	田柄第二小	田柄第二小ねりっこ・北町はるのひ児童館
大泉第四小	大泉第四小ねりっこ	立野小	立野小ねりっこ
大泉第六小	大泉第六小ねりっこ	豊玉小	豊玉小ねりっこ・豊玉
大泉東小	大泉東小ねりっこ・石神井児童館	豊玉第二小	豊玉第二小ねりっこ
大泉西小	大泉西小ねりっこ	豊玉東小	豊玉東小ねりっこ
大泉南小	大泉南小ねりっこ・東大泉児童館(第一・第二)	豊玉南小	豊玉南小ねりっこ・豊玉
大泉北小	大泉北小ねりっこ	仲町小	仲町小ねりっこ・氷川台地区区民館・平和台児童館
大泉学園小	大泉学園小ねりっこ	中村小	中村小ねりっこ・中村児童館(第一・第二)・豊玉
大泉学園緑小	大泉学園緑小ねりっこ	中村西小	中村西小ねりっこ
大泉桜学園	大泉桜学園	練馬小	練馬小ねりっこ
開進第一小	開進第一小ねりっこ・平和台児童館	練馬第二小	練馬第二小ねりっこ
開進第二小	開進第二小ねりっこ・桜台地区区民館	練馬第三小	練馬第三小ねりっこ・貫井地区区民館
開進第三小	開進第三小ねりっこ・桜台地区区民館・栄町児童館	練馬東小	練馬東小ねりっこ・北町はるのひ児童館
開進第四小	開進第四小ねりっこ	橋戸小	三原台児童館
春日小	春日小ねりっこ	早宮小	早宮小ねりっこ・早宮さくら・北町はるのひ児童館
上石神井小	上石神井小ねりっこ・上石神井児童館	光が丘秋の陽小	光が丘秋の陽小ねりっこ・光が丘すみれ・光が丘どんぐり
上石神井北小	上石神井北小ねりっこ・石神井台児童館	光が丘四季の香小	光が丘四季の香小ねりっこ・光が丘すみれ・光が丘どんぐり
北原小	北原小ねりっこ・三原台児童館・谷原あおぞら	光が丘夏の雲小	光が丘夏の雲小ねりっこ・光が丘すみれ・光が丘どんぐり
北町小	北町小ねりっこ・北町児童館・平和台児童館	光が丘春の風小	光が丘春の風小ねりっこ・光が丘すみれ・光が丘どんぐり
北町西小	北町西小ねりっこ・北町はるのひ児童館・平和台児童館	光が丘第八小	光が丘第八小ねりっこ
向山小	向山小ねりっこ	富士見台小	富士見台小ねりっこ
光和小	石神井児童館・石神井町	豊溪小	土支田児童館
小竹小	栄町児童館	南が丘小	南が丘小ねりっこ
下石神井小	下石神井小ねりっこ・下石神井地区区民館	南田中小	南田中小ねりっこ・南田中児童館
石神井小	石神井小ねりっこ	南町小	南町小ねりっこ・厚生文化会館
石神井東小	石神井東小ねりっこ	八坂小	八坂小ねりっこ
石神井西小	石神井西小ねりっこ	谷原小	谷原小ねりっこ・谷原あおぞら
石神井台小	石神井台小ねりっこ		

学童クラブの入会申請は、原則として小学校に対応する学童クラブにしてください。

各小学校では学童クラブのほかに、児童放課後等居場所づくり(学校応援団ひろば)事業またはねりっこひろばが行われています。

小学校内の児童放課後等居場所づくり(学校応援団ひろば)事業・ねりっこひろばは学童クラブとは異なり、お子さんをお預かりするものではありません。詳細は15ページをご覧ください。